平成２５年（フ）第２３１号
横浜市青葉区市ケ尾町1169番地５　フォンテーヌ市ケ尾403号
債務者　浦田　松吉
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６１２号
東京都練馬区桜台１丁目30―７―201
債務者　柳原　久雄
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４号
愛媛県大洲市徳森2321番地の29
債務者　北田　　瞳
1　決定年月日時　平成25年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４３３号
奈良県大和郡山市馬司町642番地の２
破産者　株式会社丸善
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４７８号
奈良県大和郡山市白土町415番地の１
破産者　有限会社阪奈工業
1　決定年月日　平成25年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５１３号
札幌市白石区菊水元町１条４丁目１番地
破産者　有限会社シンワ
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１８号
北海道北広島市大曲柏葉２丁目６番地13
破産者　株式会社マルシェ
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９号
栃木県鹿沼市武子2030番地３
破産者　島田木工有限会社
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３２号
栃木県鹿沼市府所町203番地７、開始決定時の住所栃木県鹿沼市下武子町188番地52
破産者　島田　順子
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７１０号
栃木県宇都宮市石井町2848番地19
破産者　小玉チヨ子
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２３号
埼玉県三郷市幸房926番地
破産者　株式会社宮田興業
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６５３号
埼玉県三郷市新和１―213、住民票上の住所埼玉県三郷市彦野１丁目45番地
破産者　浅井　　聡
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３号
新潟県佐渡市加茂歌代529番地５
破産者　有限会社エスアイシー
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第１５５号
三重県鈴鹿市南玉垣町６番地の４
破産者　北出　友幸
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３９号
岡山県倉敷市中畝４丁目９番20号オークス金子Ｄ棟103号、開始決定時の住所岡山市北区今４丁目３番36号
破産者　中西　脩輔
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２５号
岡山市南区市場１丁目１番地
破産者　株式会社ウロコ水産
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
広島県庄原市西城町中野1341番地の１
破産者　株式会社稲村運送
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２２５号
沖縄県宜野湾市新城２丁目39番29―505号ヴィラ永田町
破産者　渡邉　　篤
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第６７号
山形県鶴岡市藤浪１丁目82番地１
破産者　株式会社一郎右衛門商店
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第５２号
福島県二本松市上川崎字糸内51番地
破産者　有限会社野地養鶏場
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
福島県二本松市上川崎字糸内51番地
破産者　野地　良弘
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所